



シリア難民をトルコに送り返さないで!



シリア難民、ヌーリさん(仮名。21才)は、EU・トルコ協定に基づき、ギリシャからトルコへ強制送還される恐れがあります。トルコは多数の難民を受け入れてはいますが、難民受け入れ制度が不十分で、自立した生活を期待できないばかりか、治安にも懸念があります。

ヌーリさんは、シリアからトルコに入り 1カ月半滞在した後、7月末にギリシャに到着し、難民申請をしましたが却下されました。意義申し立てをしましたが、難民申請委員会は「トルコは安全な第三国だ」としてこれを却下しました。現在は、裁判所の最終的裁定を待っています。もし送還されることになれば、3月に EU・トルコ協定が発効して以降、初の送還事例となります。

強制送還の根拠は、「トルコは、シリア難民に提供している難民保護が、難民条約の基準を満たしており、国際的なノン・ルフルマンの原則(重大な人権侵害を受ける恐れがある地域への送還を、場所や方法・対象者を問わず禁止)を尊重している」とのことでした。しかし、現在のトルコは、庇護希望者と難民にとって決して安全な国ではなく、ヌールさん自身、1カ月半のトルコ滞在中にも、2度も密輸業者と盗賊に襲われました。シリア難民の地位を不十分なため、その大多数は自立の手段がなく、国の支援もありません。その結果、多くの難民が過酷な生活状況を強いられています。また、他国からトルコへ送還された後の処遇にも大きな懸念があります。特に、被送還者用の施設には外部の者は入れないために第三者の目が届かず、中の状況が一切うかがい知れません。したがって、ギリシャは、ヌーリさんのトルコへの送還をしないと確約し、第三国へ

の可能性を再検討すること、また当面、いかなる庇護希望者や難民のトルコへの送還を停止することが必要です。

松本健次さんの死刑執行をやめて!

日本ではこれまで、精神疾患を持つ受刑者が死刑を執行されており、現在は数人の疾患者の死刑が確定しています。現在再審請求中の袴田巖さん(78才)は、世界で最も長く拘束されて重い精神障がいを発症した死刑囚でした(現在は収監を免れています)。



一方、松本健次さんは、水俣病にかかっていた母親の影響で手足に感覚障がいや軽度の知的障がいを持って生まれました。兄が主導する殺人に巻き込まれ、取り調べ官の誘導で自供した松本さんは、1993年に死刑判決を受けて以来、いつ死刑が執行されるかわからない日々を送っていました。長期の独房生活で被害妄想や言動の錯乱の症状を示し、通常の会話もままなりません。精神障がいを持つ人の場合、治療を受けることで改善することもあります。司法制度のなかで、精神障がいの治療を受ける機会の確保が必要です。

現在、弁護団は再審を申請中で、速やかに再審を開始し、死刑執行を停止し、拘置の停止を実現しなければなりません。皆さんの継続的なご支援を、ぜひお願いします。

日本には、精神障がいや知的障がいを持つ死刑囚がいます。罪を犯した者は、その罪に向き合い、被害者のことを思い、内省する必要があります。しかし、刑の意味を理解できない人を処刑することが、果たして公正といえるのでしょうか。アムネスティは、命を奪うのではなく、国による適切な治療が必要だと考えます。死刑執行ではなく、治療を求めて、法務大臣と厚生労働大臣へ要請してください。ぜひご支援をお願いします。

UA ニュース

www.amnesty.or.jp

アムネスティ・インターナショナル日本 UA センター



発行 2016年 10月 26日

イランの女性人権学者 世界の支援で釈放実現!!

9月26日、カナダ在住のイラン人類学者、ホマ・フードファーさん(65才)が拘束されていたイランの刑務所から釈放されました。彼女は、イラン滞在中の6月初旬、不当な理由で逮捕されて以来、独房に拘禁されていました。

釈放直前のイラン外務省の発表で、フードファーさんは病気などの人道的理由で保釈金を払って釈放され、カナダへ帰国できるだろうということでした。さらに、イランとカナダの両外務省担当者が9月に会談し、2012年のイランの政策を巡りカナダがテヘランの大使館を閉鎖して以来途絶えた両国関係の正常化に向けて協議しました。その記者会見でカナダはフードファーさんの拘束に触れ、イラン政府の尽力と関係国の協力で、釈放と送還を実現した、と謝意を表していました。



SEPTEMBER 26, 2016

フードファーさんは、女性の権利と活動、参政権などに関する研究業績で功績をあげている学者です。今年2月、家族との再会と同国の女性と選挙に関する調査の目的で、イランを訪れました。入国直後にいきなり当局に拘束され、取り調べを受けました。弁護士や家族との接触は極めて制限され、弁護士への裁判資料は開示されませんでした。逮捕容疑は当初、「反国家への扇動と敵対的勢力との協力」で、その後検事総長が「女性運動と国家治安の侵害への関与だ」とし、同じ時期の国営放送では、「女性の自立心を高め、公共の秩序を混乱させ、社会的文化的変化を起こして、最終的にはゆるやかな革命への道を切り開くことを目指すものだ」と主張していました。

アムネスティは、フードファーさんは表現と結社の自由の権利を平和的に行使した良心の囚人であり、彼女の即時無条件の釈放を要求してきました。支援者からの5万筆を超える署名を得て、イラン当局に送付しました。この運動もイラン政府を動かし、今回の釈放への原動力になったものと思います。皆さんのご協力に、こころより感謝いたします。

バングラデシュ 高齢のジャーナリストを保釈

バングラデシュの最高裁判所は9月6日、起訴もされずにこの4ヶ月間、勾留されてきた高齢のジャーナリスト、シャリフ・レーマンさん(81才)の保釈を認める判決を下しました。レーマンさんは、地元ではつとに知られたジャーナリストで、最大野党のバングラデシュ国民党の熱心な支持者です。

そのレーマンさんは、4月にハシナ首相の息子の誘拐と殺害を計画した容疑で逮捕されました。拘束後5ヶ月間、独房や雑居房に入れられる過酷な生活の中で、持病の糖尿病と心臓疾患に何の措置も取ることも認めないと非情な取り扱いを受けていました。5月半ばからは、かろうじて一部の治療と家族や弁護士との面会が認められました。この間、起訴されることもなく拘禁されていましたが、起訴もない長期拘束は、明らかに国際法違反でした。しかし、当局は拘束を続け、8月末、最高裁がようやく保釈を認めたのです。保釈期間中、一切の出国は認めないという条件付きですが、9月6日にレーマンさんはようやく保釈されました。

アムネスティは、今後もレーマンさんに対する当局の対応を注視して行きます。これまでのご支援に感謝いたします。ありがとうございました。

UA ニュース

発行:アムネスティ・インターナショナル日本

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F

TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778

E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費 3000 円

郵便振替 00120-9-133251

加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本